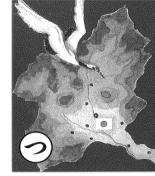




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年4月27日(月) 号外(第3号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
人事委員会公告	
○令和2年度群馬県職員採用I類試験(大学卒業程度)等の実施	3

■規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務部の部危機管理課の項中「情報通信係」の下に「感染症対策調整係」を加え、同表産業経済部の部産業政策課の項中「未来投資促進室」の下に「感染症対策産業経済支援室」を加え、同条第二項の表保健予防課の部感染症危機管理室の項中「患者受入調整係」を「入院・搬送調整係、自宅・宿泊療養係、外来医療整備係、企画・情報発信係」に改め、同表産業政策課の部に次のように加える。

感染症対策産業経済支援室	医療用物資確保係、事業者支援係
--------------	-----------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 人事委員会公告

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条の規定により、令和2年度群馬県職員採用I類試験(大学卒業程度)及びII類試験(短期大学卒業程度)を次のとおり行います。

令和2年4月27日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員

- (1) I類試験 行政事務(85名程度)、森林(6名程度)、農業(7名程度)、化学(3名程度)、設備(2名程度)、建築(2名程度)及び総合土木(10名程度)
- (2) II類試験 警察事務(11名程度)及び学校事務(8名程度)

2 職務内容

- (1) I類試験 行政事務は、知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。行政事務以外の試験区分の職種は、知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
- (2) II類試験 警察事務は、警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。学校事務は、県立学校又は市町村立の小・中・特別支援学校等に勤務し、学校事務(学校図書館事務を含む。)に従事します。

3 受験資格**(1) 年齢等**

ア I類試験は、次のいずれかの条件を満たす人

(ア) 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

(イ) 平成11年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人

b 群馬県人事委員会がaに掲げる人と同等の資格があると認める人

イ II類試験は、平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするものを除く。)

4 試験日及び場所**(1) 第1次試験 令和2年6月28日(日)**

群馬県庁(前橋市大手町一丁目1番1号)

群馬県立前橋高等学校(前橋市下沖町321番地の1)

群馬県立前橋女子高等学校(前橋市紅雲町二丁目19番1号)

群馬県総合交通センター(前橋市元総社町80番地の4)

(2) 第2次試験

ア I類試験 令和2年7月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定(第1次試験の合格通知書で通知します。)

イ II類試験 令和2年7月中旬から同年8月上旬までの間に群馬県庁で実施の予定(第1次試験の合格通知書で通知します。)

(3) 第3次試験 I類試験のみ実施。令和2年8月下旬に群馬県庁で実施の予定(第2次試験の合格通知書で通知します。)

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験(択一式)

イ 専門試験(択一式。II類試験では、実施しません。)

(2) 第2次試験

ア I類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験(論文試験の採点は、第3次試験で行います。)

イ II類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験

(3) 第3次試験(I類試験のみ行います。)

人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局(県庁26階)、県民センター(県庁2階)、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階)及びぐんま総合情報センター(東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous)で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「I類試験受験案内請求」又は「II類試験受験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒(A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの)を同封して、群馬県人事委員会事務局(前橋市大手町一丁目1番1号)まで請求してください。

(3) 申込手続

原則、下記アにより申し込んでください。困難な場合は、下記イにより申し込んでください。

ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>)にアクセスして、「インターネット申込(電子申請)」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に63円分の切手を貼り、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。

郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「I類試験〇〇申込」又は「II類試験〇〇申込」(〇〇には、行政事務、警察事務等の試験区分を記入)と書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、令和2年5月14日(木)から同月28日(木)23時59分

までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、令和2年5月14日(木)から同月29日(金)までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(5) 受験票の送付

ア インターネットによる場合 ぐんま電子申請受付システムにより令和2年6月12日(金)頃受験票を発行します。同月19日(金)頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係(電話027-226-2744)に問い合わせてください。

イ 郵送による場合 令和2年6月12日(金)頃受験票を郵送します。同月19日(金)までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係(電話027-226-2744)に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和3年4月1日の予定です。

8 給与(行政職給料表の適用者の場合)

(1) I類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては、187,200円です。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

(2) II類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては183,900円、短期大学卒業者にあつては167,400円です。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他 申込書提出後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。

なお、試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。